

【市ヶ谷田町キャンパス通学生対象】

日本学生支援機構奨学金の 継続手続きについて（重要）

2019年度の日本学生支援機構の奨学生のみなさんは、2020年度にも継続して奨学金の貸与を受けることを希望するかどうかに関わらず、以下の手続きを完了していただく必要があります。特に継続して貸与を受けようとする方は、手続きを完了しないと奨学生の資格が『廃止』となる可能性がありますので注意してください。

対 象 者

日本学生支援機構第一種・第二種 奨学生

手 続 の 流 れ

1. 奨学金継続手続きに関する説明会に参加する

(1) 日時・教室

2019年12月20日（金）15:30～16:30 701号室

(2) 持ち物

学生証・筆記用具

2. インターネット経由で手続きする

※併用貸与者（一種及び二種両方借りている人）はそれぞれ手続きが必要です。

（継続「する」場合でも、「しない」場合でも必ず手続きしてください。）

・継続を希望する場合

期限までにインターネット上で「奨学金の継続を希望する」を選択し、必要事項を入力する。

・継続を希望しない場合

期限までにインターネット上で「奨学金の継続を希望しない」を選択する。

※入力期限は奨学金継続手続きに関する説明会にてお知らせします。

以 上